

## □電力会社における防災業務計画

### の見直しについて

通商産業省資源エネルギー庁  
公益事業部技術課

#### 1. 経緯

昨年1月の兵庫県南部地震における経験を踏まえ、資源エネルギー庁では、同年3月から11月まで、「電気設備防災対策検討会」（委員長：関根泰次東京理科大学教授）を開催し、今後の電気設備に係る地震防災対策について検討した。その結果、同年11月に検討会報告を取りまとめたが、その中で、電力会社側における今後の取り組みについて指摘している。

各電力会社においては、当該報告や昨年7月に改定された防災基本計画などを踏まえ、防災業務計画の見直しを実施し、本年7月に内閣総理大臣に対して防災業務計画を報告した。

以下、電気設備防災対策検討会報告において指摘した電力会社による取り組み事項及び電力会社における防災業務計画の見直しの概要について述べる。

#### 2. 電気設備防災対策検討会報告における指摘事項

電気設備防災対策検討会報告においては、

- ① 今回の地震による電気設備の被害状況を踏まえた各設備の耐震基準の妥当性の評価と耐震性確保の在り方
  - ② 今回の地震時の復旧活動における経験を踏まえた災害発生後の復旧活動及び平常時の対策の在り方
- について取りまとめている。

この中で、災害発生後の復旧活動及び平常時の対策の在り方について、今後電力会社による取り組みが期待される内容は、以下のとおりである。

(1) 電力会社における防災対策の見直し  
防災業務計画及び社内防災マニュアルについて、被害想定を再検討しつつ、以下の事項の見直しを行う。

- ① 災害時における社内対策組織などの強化

具体的には、災害時の本社被災を想定した本社機能のバックアップ体制、交通途絶や職員の被災などを想定した防災関係職員の出社体制などについて再検討し、必要な整備に取り組む。

- ② 中央電力協議会を通じた国への第一報の強化

具体的には、大規模災害が発生し、大きな

電力供給支障が発生した場合の第一報連絡体制について、従来の連絡体制を見直し、中央電力協議会から内閣情報調査室などへの第一報の連絡体制を整備する。

#### ③交通・通信手段の確保

具体的には、災害時における道路情報の早期入手体制、災害時における輸送ルート確保や代替輸送手段、移動無線の効率的活用などについて再検討し、必要な整備に取り組む。

#### ④災害発生時における広報活動の強化

具体的には、復旧見通しや安全上の注意事項など被災者のニーズに応えたきめ細かい情報提供の在り方、報道機関との適切な連携などについて再検討し、必要な整備に取り組む。

#### ⑤平常時の防災訓練等

他のライフラインや道路交通の途絶なども考慮した防災訓練の実施などについて検討する。

#### (2)電力会社における応援体制の見直し

復旧活動の応援会社側においては、当面必要な食料などを用意する自己完結型の復旧応援体制を整備する必要がある。

また、災害時における資機材の確保や融通の観点から、50/60Hz 共用の移動用発電機車の導入 9 資機材の標準化のより一層の推進などについて再検討し、必要な整備に取り組む。

#### (3)電気による火災の防止対策

災害発生時のみならず平常時における電気安全対策のPR方法などについて検討する。

### 3. 各電力会社における防災業務計画見直しの概要

各電力会社における防災業務計画の見直しについては、昨年1月の兵庫県南部地震の経験から得られた知見に基づき被害想定を再検討するとともに、昨年7月に改定された防災基本計画、同年11月の電気設備防災対策検討会報告における指摘事項などを踏まえ、

- (1)防災予防体制などの整備
  - (2)災害発生時の応急対策の充実
  - (3)平常時の対応
- の観点から実施した。

以下に、各電力会社に共通する主な変更事項について述べる。

#### (1)防災予防体制などの整備

##### ①防災体制の確立

##### a. 災害対策組織

災害により電力会社の本社などが被災した場合、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておくこととした。

##### b. 非常体制の発令

供給区域内で一定の震度以上の地震が発生した場合に、本店や当該地震が発生した支店などは、自動的に非常態勢などに入り、速やかに本部又は支部を設置することとした。

##### c. 権限行使

本部又は支部の決定権限者が対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておくこととした。

##### ②電力設備の災害予防措置

地中送電・配電線について、地盤条件に応

じて可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする旨を追加した。

## (2) 災害発生時の応急対策の充実

### ① 通報、連絡体制の整備

通報、連絡の経路として、中央電力協議会中央給電連絡指令所から内閣情報調査室などへ第一報の連絡を実施することを追加した。

### ② 要員の確保

供給区域内において、一定の震度以上の地震が発生した場合には、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき、所属事業所などに参集することとした。

### ③ 交通・通信手段の確保

災害時における復旧資機材の輸送手段として、請負会社の車両や船舶以外に、ヘリコプターを追加した。

また、災害に備えて整備すべき通信連絡設備として、マイクロ波無線や移動無線の他に、衛星通信設備を追加した。

### ④ 応急工事の基本方針の改定

災害に伴う応急工事に係る基本方針については、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施することとした。

### (3) 平常時の対応

平常時の広報活動として、これまで公衆感電事故の防止についてPRを行ってきたところであるが、今般の改定において、電気火災防止についてのPR項目を追加した。具体的内容としては、「電気再使用の際にはガス漏れのしないことや器具の安全を確保すること」などを追加した。

## 4. まとめ

兵庫県南部地震の経験を踏まえた電力会社の対応としては、今回の防災業務計画改定が最初となる。今後、防災業務計画の内容に沿って、各電力会社における取り組みが推進されるところであり、資源エネルギー庁においても、電力会社による今後の積極的な取り組みに期待するところである。